

第 6 号議案

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年亀岡市条例
第 25 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 23 年 9 月 6 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年亀岡市条例
第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に

係る災害弔慰金の支給について適用する。

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり
亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する。

- 1 東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給対象と
なる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、
父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限り、兄弟姉妹
（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくして
いた者に限る。）を加えることとすること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、平成23年
3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する
こと。